

個人2

| | |
|----|-------------------------|
| 受付 | 令和3年2月24日 午前・午後9時00分 |
|----|-------------------------|

一般質問（代表・個人）通告書

2021（令和3）年2月24日

尾張旭市議会議長 殿

日本共産党尾張旭市議団

氏名 川村 つよし

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により3月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 7 件

2 質問方法

| | |
|-----------------------|---|
| | 1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答 |
| <input type="radio"/> | 1回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答 |

↑ 選択する方法に○を付す。



別紙

氏名 川村 つよし

| | |
|---------------|---|
| 質問事項 No. 1 | おくやみ窓口の設置について |
| 要旨 | <p>昨年12月6日付け朝日新聞で紹介されたのを契機に、おくやみ窓口の設置を望む声を複数頂いた。</p> <p>既に一昨年の12月議会で他会派議員から同様に設置を求める質問がされているが、高齢化が進む中で当市も取り組むべき課題だと考える。</p> <p>設置を急いではどうか？</p> <p>参考：令和2年5月15日付 「内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室」作成「おくやみコーナー設置ガイドライン」</p> |

※ 申し合わせ事項に留意する。

別紙

氏名 川村 つよし

| | |
|---------------|---|
| 質問事項 No. 2 | 総合評価型の入札方式の評価項目に男女共同参画の取組を加えることについて |
| | <p>総合評価型の入札方式について、当市は既に導入をされているが、その評価項目に、入札事業者の「男女共同参画の取組」を加えることで、ジェンダーフリーの社会に近づける力になると考える。</p> <p>昨年3月に発行された、当市の「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」（中間見直し版）には、そのP47に、入札制度を検討し実施に努める。という文言があるが、進捗状況はどうなっているか。</p> <p>評価項目としては、どのような内容が検討されているかお聞きする。</p> |
| 要旨 | 参考：地方公共団体の公共調達等における男女共同参画等の推進に関する取組事例集 - 内閣府男女共同参画局 |

※ 申し合わせ事項に留意する。

別紙

氏名 川村 つよし

| | |
|---------------|---|
| 質問事項 No. 3 | 男女共同参画の視点で外部監査を行うことについて |
| 要旨 | <p>外部監査制度とは、監査委員制度を補うために、市監査委員の監査に加え、外部監査人による監査を導入することで、市の行財政運営について住民の信頼が高まることが期待されているものだ。</p> <p>この外部監査を、市の事業が男女共同参画の促進に寄与しているかどうか、改善の余地はないかという視点でチェックすることで、当市の男女共同参画を促進させることができるのでないかと考え、提案し検討を促したい。</p> <p>実施する考えはないか、実施するとすれば、どれだけの費用がかかると考えられるか。</p> |

※ 申し合わせ事項に留意する。

| | |
|---------------|--|
| 質問事項 No. 4 | 同性パートナーシップ証明制度の実施について |
| | <p>同性パートナーシップ証明制度とは、地方自治体が、戸籍上同性であるカップルに対し、二人の関係が婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行すること。との解説を読んだ。</p> <p>尾張旭市議会の議事録を検索すると、この制度導入について過去にお二人の議員が質問をしている。その際の答弁は、制度導入に否定的なものだったが、同性カップルは長年連れ添っても、パートナーが亡くなった際に葬儀に出られない可能性や、二人で築いた財産を親族に持つて行かれるといったこと、手術が必要なときに同意書にサインができないなどが起こり得る。</p> <p>それらを法的に認めるには、法整備されるのを待たなければならず、そこまでは、この証明制度ではできないと明確にした上で、市としてL G B T の存在を認め、寄り添うことを表明するぐらいであれば、当市にも可能ではないかと考える。</p> <p>尾張旭市の態度表明は、小さな力かもしれないが、息苦しさを感じている人たちに、寄り添うために同性パートナーシップ証明制度の実施に踏み切っていただきたい。制度実施に踏み出す考えはないか。</p> |
| 旨 | |

※ 申し合わせ事項に留意する。

| | |
|-----------------------------|---|
| 質問事項 <u>No.</u> <u>5</u> | 国保税 子どもの均等割を全額補助することについて |
| 要旨 | <p>昨年12月末、政府は2022年度から未就学児の国保税均等割を半額に軽減する方針を出した。これは、全国知事会や市長会も、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子どもの均等割額の軽減を求めてきたことだった。</p> <p>それ以前に、私も2009年には議会質問で提案もしていた。ようやく少し前進すると受け止めているが、未就学児に限定していることや、半額しか補助しないということが、人頭税のような均等割の性格に、何ら変化を生じないものだと思う。</p> <p>未就学児までの均等割を半額補助しようという国の政策について、反対はないが、不十分だと考える。</p> <p>市が、国の政策に上乗せすることで、18歳までの均等割免除を行うよう強く求めたい。当市で行おうとした場合、必要な費用は、いくらの試算になるかお聞きする。</p> |

※ 申し合わせ事項に留意する。

| | |
|---------------|--|
| 質問事項 No. 6 | 尾張旭市 非核平和都市宣言から10年！記念イベントの企画について |
| 要旨 | <p>核兵器を全面禁止し、違法化する歴史的な国際条約が1月22日発効しました。尾張旭市が非核平和都市宣言を行ったのは、ちょうど10年前の3月議会初日＝3月3日のことだった。それから約10年、核兵器禁止条約が発効されたことは偶然だが、尾張旭市の非核平和都市としての発信をする、良いチャンスだと捉え、記念イベントを企画してほしいと思う。アメリカがこの条約に参加していないことに、実効性を疑問視する声があることは承知しているが、1997年の対人地雷禁止条約や、2008年のクラスター爆弾禁止条約が、その後どのように国際社会に影響したのかを考えると、時間はかかるかも核兵器は使うことができない武器となっていくと期待している。対人地雷も、クラスター爆弾も、そして核兵器も、条約の成立過程に共通点がある。「部分規制」ではなく「全面禁止」ということ。市民社会や国際機関、中小国の協力で、大国抜きに成立させたことだ。対人地雷禁止条約が成立したときも、今も、米国、ロシア、中国、南北朝鮮、インド、パキスタン、イスラエルなどは条約に入っていない。それで実効性があるのかと散々言われたが、現在、対人地雷が生産・使用されているかといえば、最新の報告書で使用例はミャンマーだけ。ロシア、中国、米国も生産していない。今日164か国、国際社会の4分の3の国が参加し守ろうとしている条約を、大国だからと言って無視できるかといえばそう簡単ではなく、使ってはいけない兵器だという認識が、国家だけでなく、生産する企業、企業に融資する金融機関、一般市民に共有されることで、事実上、使えないもの、生産できないものとなった。</p> <p>核兵器も、同じ道をたどっていくことになるだろうと思う。非核平和都市を宣言したことに誇りを持ち、宣言から10年というタイミングで条約が発効した偶然に感謝し、イベントを実施しよう。</p> <p>折り鶴をたくさん折って、ギネス記録に挑戦するとか、ありがちな提案だが、市民祭などの企画に、間に合うのかどうかも知らないが、是非検討していただきたいと考えるがどうか。</p> |

※ 申し合わせ事項に留意する。

| | |
|---------------|---|
| 質問事項 No. 7 | 三郷駅の駅前再開発について |
| 要旨 | <p>(1) 財政に与える影響について</p> <p>三郷駅の駅前再開発事業は、市の財政負担が 45 億円と示されはしたが、その財政的負荷がどのように当市の財政運営に影響を与えるのかは、明確にされていないと考える。これは、議会基本条例第 11 条の (6) 財源措置、及び (7) 将来にわたる費用（及び効果）が、明らかにされていないと言えるもので、このままでは認められない。丁寧な説明を求める。</p> <p>また、昨年 11 月 20 日に議員向けに配布された「市街地再開発事業の収支見通し」について、事業開始から 23 年後には、固定資産税及び都市計画税、市民税の増加した累計額が、市の負担分を超えるとの試算が示されているが、この数値の信頼性について、どのように理解をすればよいか。</p> <p>このような試算は、他の事例でも使用された計算方法なのだろうと考えるが、実際に目論見通り税収アップにつながったかどうか、検証はされているのか、されているのだとすれば事例を紹介してほしい。</p> <p>建設される駅ビルの耐用年数が過ぎ、それを建て替えようとした場合の、市の負担について、どのように考えているか。</p> <p>(2) 施設面積の増加が与える他施設への影響について</p> <p>拠点施設ができると、公共施設の再編計画に、どのように影響が出るのか。単純に床面積を減らすという話が、今後出てくるのだとすれば、新たな施設建設に着手する前に、廃止が検討される可能性が出る施設利用者に、説明、周知すべきではないか。</p> |

※ 申し合わせ事項に留意する。